

本奨学金は、日本政策金融公庫の「国の教育ローン」を申込み、審査の結果、融資を受けられなかった世帯の学生等が対象です。

令和6年度から

「留学時特別増額貸与奨学金」(一時金)のご案内

留学を開始した月に、国内貸与奨学金(月額)に併せて一時金が増額貸与される奨学金です。短期留学プログラムごとに、申請することが可能です。



Q. 対象者は？

国内の大学等及び大学院に在学中で、奨学金(第一種奨学金又は第二種奨学金)の貸与を受けている奨学生が対象です。条件を全て満たす必要があります。詳しくは、下記条件をご覧ください。

Q. 受付期限はいつですか。

留学後3か月以内に必要書類を提出してください。

留学後3か月以内

Q. 貸与金額を教えてください。

10万円、20万円、30万円、40万円、50万円から選択できます。

■ 申込み条件 . . .

以下の①～③を全て満たす必要があります。

- ① 国内の大学等及び大学院に在学中で、貸与中(第一種又は第二種奨学金)の奨学生
※ 留学開始年月において、振込中であること(休停止中は、申込資格はありません)。
※ 高等専門学校1～3年生は、「留学時特別増額貸与奨学金」の貸与対象外です。
- ② 海外の大学等・大学院に、以下のいずれかの条件で3か月以上留学する学生等
ア. 国内在籍学校の学生交流に関する協定等に基づく留学であること(派遣留学、交換留学)
イ. 留学により取得した単位が、国内在籍学校の単位として認定される留学であること(認定留学)
ウ. 大学院在籍中の学生の研究のための留学(研究留学)で、国内在籍学校長が有意義と認めた留学であること
- ③ 日本政策金融公庫の「国の教育ローン」を申し込み審査の結果、融資を受けられなかった世帯の学生等
※ 「国の教育ローン」の審査の結果、融資を受けることができた場合は、本奨学金の対象となりません。

制度概要 ○奨学金の種類:第二種奨学金(有利子) ○貸与始期:留学開始年月 ○利率:増額貸与利率が適用
○保証制度:国内貸与奨学金と同じ ○振込口座:国内貸与奨学金と同じ ○奨学生番号:新たに奨学生番号を付与します

申込書等は、在学する国内の大学等にお問い合わせください。

提出書類

- 「留学時特別増額貸与奨学金申込書」
- 留学先大学からの「受入れ許可書」(日本語訳添付)
- 「留学時特別増額貸与奨学金に係る申告書」
- 「国の教育ローン」を融資できない旨を記載した日本政策金融公庫発行の通知文のコピー

 独立行政法人
日本学生支援機構
JASSO Japan Student Services Organization

学生各位

「留学時特別増額貸与奨学金」の申請方法について

本奨学金の概要及び申請方法等については、以下を参照してください。

1. 「留学時特別増額貸与奨学金」の概要

(1) 「留学時特別増額貸与奨学金」(一時金)

留学を開始した月に、国内貸与奨学金(月額)に併せて一時金が増額貸与される奨学金です。短期留学プログラムごとに、申請することが可能です。

奨学金の種類：第二種奨学金(有利子)
貸与始期：留学開始年月
貸与金額：10万円から50万円の10万円単位の金額から選択
利率：増額貸与利率が適用されます。
利率の算定方法：国内貸与奨学金と同じとなります。
保証制度：国内貸与奨学金と同じとなります。(※)
振込口座：国内貸与奨学金と同じとなります。
奨学生番号：新たに「留学時特別増額貸与奨学金」の奨学生番号を付与

(※)国内貸与奨学金(月額)に増額貸与するため、利率の算定方法、保証制度及び振込口座は、国内貸与奨学金と同じとなります。なお、第一種奨学金と第二種奨学金を併用して貸与を受けている場合は、第二種奨学金と同じとなります。また、第一種奨学金のみ貸与を受けている者の利率の算定方法は、本奨学金の申請時に選択します。

(2)対象者

以下の①～③を全て満たす必要があります。

- ① 本学在学中で、第一種奨学金又は第二種奨学金の貸与を受けている奨学生
※ 留学開始年月において、振込中であること(休停止中は、申込資格はありません)。
- ② 海外の大学等・大学院に、以下ア～ウのいずれかの条件で3か月以上留学する学生
ア. 本学の学生交流に関する協定等に基づく留学であること(派遣留学, 交換留学)
イ. 留学により取得した単位が、本学の単位として認定される留学であること(認定留学)
ウ. 大学院在籍中の学生の研究のための留学(研究留学)で、本学総長が有意義と認めた留学であること
※ 語学学校への留学は、原則として本奨学金の申込対象とはなりません。ただし、上記ア又はイの留学形態のいずれかに該当し、かつ大学附属の語学学校・語学センターへの留学である場合は、本奨学金の申込対象となります。
- ③ 日本政策金融公庫の「国の教育ローン」を申し込み、審査の結果、融資を受けられなかった世帯の学生等
※ 申請希望者は全員、下記2. (1)のウ.及びエ.を提出すること。
※ 「国の教育ローン」の審査対象外だった(要件を満たさないため申込を受け付けてもらえなかつ

た)場合、審査の結果、融資を受けることができた場合は、本奨学金の対象となりません。

2. 「留学時特別増額貸与奨学金」の申請方法

申請にあたっては、以下の書類を所属学部・研究科の窓口へ提出してください。

(1) 申請書類及び提出期限

申請者は全員、以下の4点を提出する必要があります。

※ 本奨学金は、日本政策金融公庫の「国の教育ローン」を申し込み、審査の結果、融資を受けられなかった世帯の学生等が対象です。申請者は全員、以下のウ及びエを提出する必要があります(上記1.

(2)③参照)。

申請書類	提出期限
ア. 「留学時特別増額貸与奨学金申込書」	留学開始後 3か月以内 (※2)(※3)
イ. 留学先大学からの「受入れ許可書」(日本語訳添付)(※1)	
ウ. 「留学時特別増額貸与奨学金に係る申告書」	
エ. 「国の教育ローン」を融資できない旨を記載した日本政策金融公庫発行の通知文のコピー	

(※1)「海外留学支援制度(協定派遣)」で留学する学生等については、イの提出を省略することができます。

(※2) 書類に不備等がある場合は、奨学金の振込みが遅れます。

(※3)国内貸与奨学金(月額)の貸与終期が 2025 年3月の場合は、最終の提出期限は 2025 年1月 10 日(金)です。

(2) 提出先

所属学部・研究科の窓口

(3) 返還誓約書

本奨学金が承認された後に、返還誓約書を提出する必要があります。

学生交流課から「奨学生証」及び「返還誓約書」を送付しますので、連帯保証人や国内連絡先(父母)等を通じて、必ず本人が受け取ってください。

※ 留学先への書類の送付方法及び留学先からの提出方法等については、留学開始前に確認し、所属学部・研究科の窓口へ連絡してください。

返還誓約書等	提出期限
ア. 「返還誓約書」及び添付書類	奨学金の交付から3 か月後(※)
イ. 「保証依頼書(兼保証委託契約書)・保証料支払依頼書」【機関保証の場合】	